

横浜市土木工事共通仕様書（第1編共通編 第1章総則 第1節総則）の抜粋

平成30年7月

工事測量

1 適用

工事の施工について「測量法」の規定に基づき設置した横浜市公共基準点（以下「公共基準点」という。）、都市再生街区基本調査 街区三角点・街区多角点（以下「街区基準点」という。）、計画・調査・実施設計・用地取得・管理等のため設置した距離標、中心杭、引照点杭、用地幅杭、基準点杭等（以下「測量標」という。）及び土地の権利又は占有関係を示す既設境界標（以下「境界標」という。）に係る測量等に適用するものとする。

2 事前調査及び工事測量

請負人は、事前調査及び工事測量については、次によらなければならない。

（1）一般事項

工事着手後直ちに、工事を施工する範囲及び工事により影響を受ける範囲においては、工事に必要な調査又は測量を実施し、公共基準点、街区基準点、測量標及び境界標を確認すること。

（2）土地の立ち入り

前項の調査又は測量のため、やむを得ず他人の土地に立ち入る場合は、事前に監督員に報告するとともに、その指示に基づいて土地の所有者又は占有者にその旨を告げ、了解を得たうえで立ち入ること。この場合において、測量作業等は、日の出前又は日没後に実施してはならない。

（3）資料調査

調査又は測量に必要な資料調査の実施については、監督員の指示に従うこと。

（4）設計図書との相違

調査又は測量の結果、設計図書又は前項の資料と現況とが一致しないことを発見した場合は、直ちに、書面によりその旨を監督員に報告し、その確認を求めること。

（5）基準となる点の選定

当該工事に必要な測量標及び多角点を設置するための基準となる点の選定については、監督員の指示を受けること。また、測量結果を監督員に提出すること。

（6）測量標の設置

当該工事に必要な測量標の設置については、位置及び高さの変動しないようにすること。

3 保全

請負人は、保全については、次によらなければならない。

（1）既存杭の保全

工事により公共基準点、街区基準点、測量標及び境界標が破損し又は亡失し、土地の位置、高さ、権利又は占有関係が不明とならないように保全すること。

（2）引照点等の設置

調査又は測量により確認した公共基準点及び境界標については、工事の影響を受けない地点に3点以上の引照点を設置するとともに、隣接境界標や引照点の関係を明記したミリメートル（mm）単位の図面を作成して、監督員に提出すること。

（3）構造物及び工作物の境界標

境界標が構造物又は工作物で示されているなどの事情により、前項により難しい場合は、監督員と協議のうえ、境界標の復元が可能となる方法で資料図を作成し、監督員に提出すること。

4 移設及び撤去

請負人は、移設及び撤去については、次によらなければならない。

(1) 工事用測量標の取扱い

公共基準点、街区基準点、測量標、境界標等の重要な工事用測量標及び既設測量標を移設してはならない。ただし、工事の進行上やむを得ず測量標を移設又は撤去する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

(2) 境界標の一時撤去

工事の進行上やむを得ず境界標の一時撤去を要するときは、監督員の承諾を受けたうえ、関係隣接土地所有者との立会のうえで、その承諾を得ること。

(3) 報告

前項の承諾が得られない場合は、監督員に報告し、その指示を受けること。

5 水準測量・水深測量

請負人は、水準測量及び水深測量については、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うこと。

6 復元

請負人は、復元については、次によらなければならない。

(1) 境界標の復元

境界標の復元については、第3項(2)で作成した図面又は同項(3)で作成した資料図に基づき正確に復元するものとし、監督員と関係隣接土地所有者との立会のうえで、相互に確認すること。

(2) 横浜市所有の境界標

横浜市が所有権又は管理権を有する道水路等の境界標を復元する場合は、横浜市の指定する境界標を設置し、監督員に報告すること。

(3) 境界標復元の基準

境界標の復元は、原則として幅を15センチメートル路面より出し、交通の障害になる場合は路面と同じ高さにすること。

7 立会及び点検

請負人は、立会及び点検については、次によらなければならない。

(1) 測量標の設置

丁張その他工事の施工の基準となる測量標を設置した場合は、監督員の立会を受けること。

ただし、監督員が指示したものについてはその限りではない。また、これらを破損又は亡失した場合は、復元後監督員の立会を受けること。

(2) 境界標の異常の有無

工事の完成後直ちに、工事区域及び工事により影響を受けたと思われる区域にある境界標の異常の有無について、計測及び点検をすること。

(3) 報告

前項の計測及び点検の結果を監督員に書面にて報告し、異常のある場合は、指示を受けること。

道水路等境界調査測量委託仕様書の抜粋

平成 29 年 2 月

第4 節 境界標設置

(引照点の設置)

第29 条 受託者は、境界標の埋設に先立って少なくとも 3 方向から引照点を取り、境界点の方向及び距離により関連をつけること。ただし、係員の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(境界標設置・撤去)

第30 条 境界標の設置は、次の各号に掲げるところにより行うこと。

1 原則として、石標を埋設するものとするが、埋設不可能の場合は本市規格の鋳物杭を設置すること。なお、鋳物杭設置不可能の場合は本市規格のプレート又は鉄鋌を打設するが、鉄鋌も打設不可能な場合は、「十字の刻み」表示とする。構造物に表示するときは、必ず占用者の了解を得てから行うこと。

また、係員から別途指示があった場合には、指示された標識で表示するものとする。

2 石標は、「界」の面を道路側に向けて埋設するものとする。なお、道路が交差する箇所においては、「界」を幅員の狭い側に向けて埋設すること。

3 コンクリート石標、鋳物杭、プレート及び鉄鋌は支給材とする。また、不要になった仮杭、境界標等は必ず持ち帰り、本市の境界標については土木事務所に返納すること。

4 現場において、破損している石標、石標以外の境界標又は資料図において「図上表示」となっているものも、可能な限り規格の石標等を埋設すること。

5 石標の頭部は、赤ペイントを塗布すること。

なお、鉄鋌及び刻みの場合は、周囲を赤ペイントで丸く囲むこと。

6 境界標が 10 cm 以上埋没している場合は、上乘せ又はふかせ上げ等により路面と平らになるようにすること。ただし、未整備道路等で境界標の確認が困難となる場合には、地表面から 15cm 出すようにすること。

7 地盤が軟弱な箇所の埋設については、石標を十分固定する処置をとること。

8 境界標設置作業に際しては、特に交通の障害と危険防止に留意すること。

9 境界標設置・撤去は次の条件で行うこと。

(1) 作業概要

ア 設置の場合

引照点設置、舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標設置、埋戻し、舗装復旧、点検

イ 撤去の場合

舗装版切断、舗装版取壊し、掘削、境界標撤去、埋戻し、舗装復旧

(2) 設置条件

境界標は支給

未舗装部分とは、未舗装の道路又は地山等

アスファルト部分とは、アスファルト舗装の道路等

コンクリート部分とは、コンクリート舗装の道路又はコンクリート構造物

(3) 作業詳細

ア コンクリート石標設置 (12 cm × 12 cm × 90 cm)

(ア)未舗装部分-----根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ75～90 c m埋設

イ コンクリート石標設置 (12 c m×12 c m×60 c m)

(ア)未舗装部分-----根巻基礎なし・埋戻しは発生土・深さ50～60 c m埋設

(イ)アスファルト部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧5 c m程度・深さ60 c m埋設

(ウ)コンクリート部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はコンクリートモルタル復旧・深さ50～60 c m埋設

ウ 鋳物境界標設置

(ア)アスファルト部分----根巻基礎なし・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧5 c m程度・深さ30 c m埋設

(イ)コンクリート部分----根巻基礎なし・埋戻しは、路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・復旧はコンクリートモルタル復旧・深さ25～30 c m埋設

エ プレート境界標 (50m m×50m m×60m m)

(ア)コンクリート構造物埋込---コンクリートカッター、コンクリート構造物はつり、ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定、コンクリートモルタル復旧1.5cm 程度

(イ)コンクリート構造物の上---ドリル削孔、接着材注入、プレート裏面に接着材塗布固定

オ 境界鋳設置

(ア)コンクリート部分----ドリル削孔、接着材注入、固定

カ コンクリート石標撤去

(ア)未舗装部分-----埋戻しは発生土・既製品のコンクリート石標をすべて撤去する。

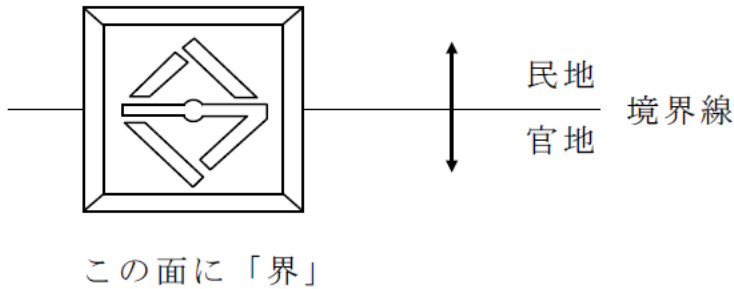
(イ)アスファルト部分-----路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧5 c m程度・既製品のコンクリート石標をすべて撤去する。

キ 鋳物境界標撤去

(ア)アスファルト部分-----路盤下は発生土埋戻し・路盤部分は現地路盤材埋戻し・舗装部分の復旧はコンクリートモルタル復旧5 c m程度・既製品の鋳物境界標をすべて撤去する。

○境界石標埋設基準

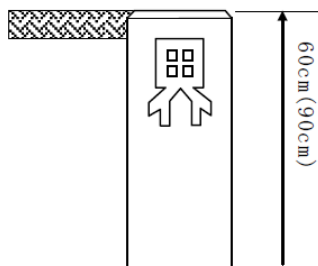
1 使用例（スタンダード型）



この面に「界」

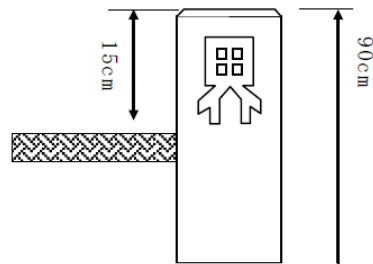
2 埋設例

標準埋設例



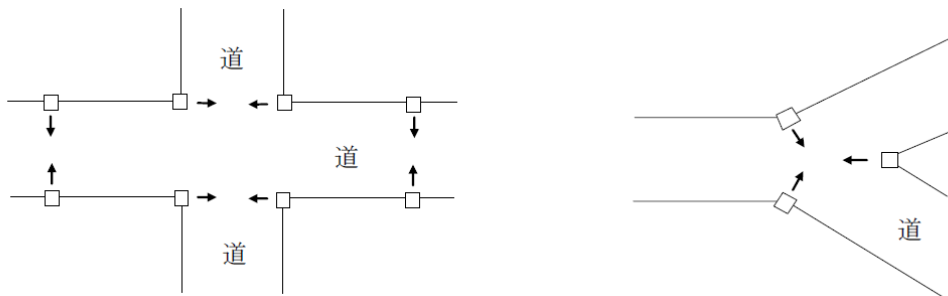
未整備道路等で確認が困難となる場合

（車両、歩行者及び構築物等に支障のない場合）



3 境界石標埋設方向

「界」の面を道路側に向けて埋設



○鋳物杭埋設基準

- ・使用例については、境界石標と同じ。
- ・路面と段差が生じないように埋設する。


○プレート埋設基準

- ・原則として、道水路（官地）側に埋設。車両が通行する箇所には設置しない。
- ・路面と段差が生じないように埋設する。ただし、歩行者の通行がない擁壁等の上部に設置する場合はこの限りでない。—

平成21年2月1日

測量標等特記仕様書

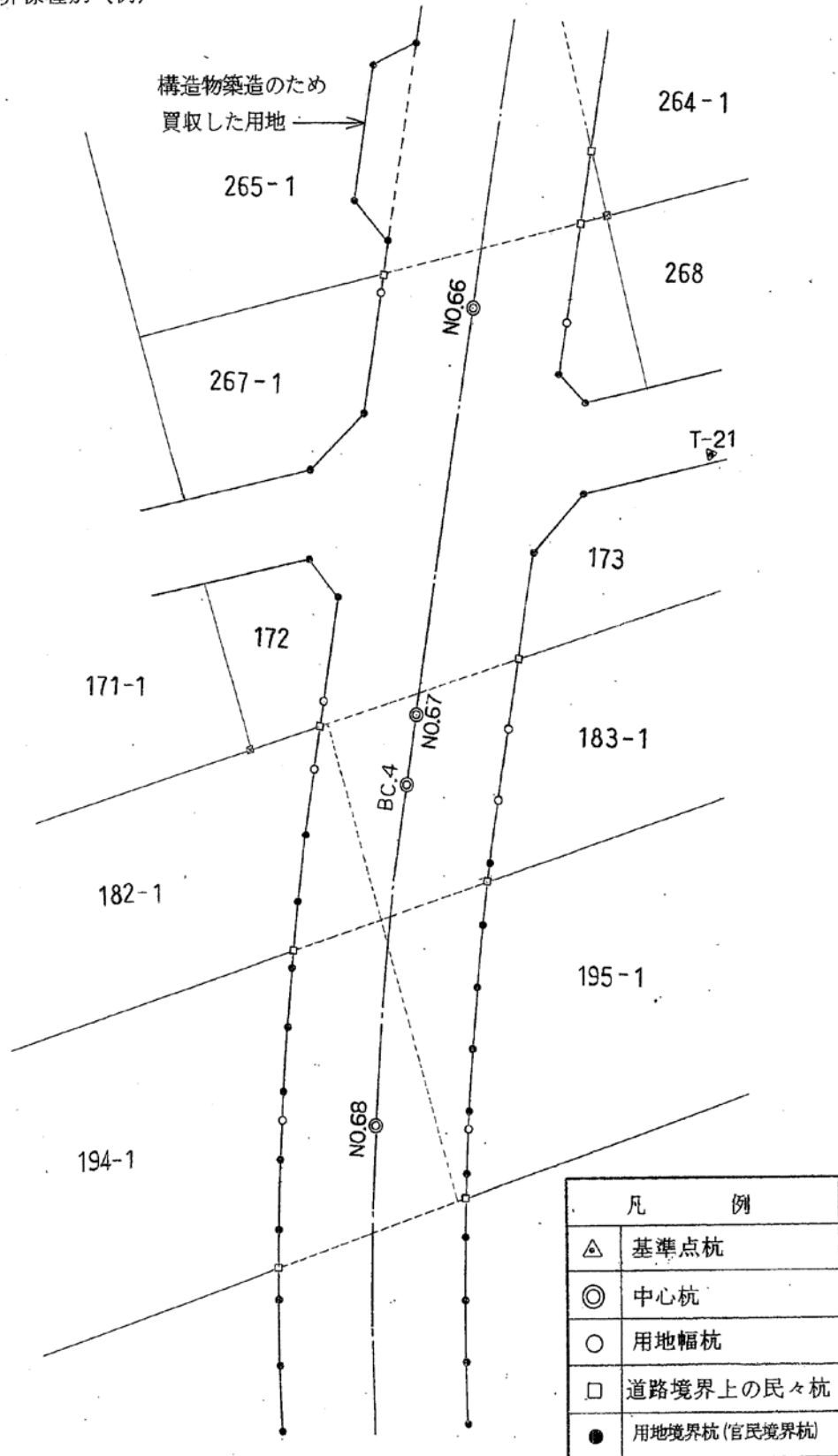
道路局が委託する測量業務に使用する測量標及び境界標は、次のとおりとする。

頭部の色	サイズ	使用箇所
黄色	70×70×600	基準点杭
白色	〃	中心杭
青色	〃	用地幅杭
オレンジ色 ()	45×45×600	道路境界上の民々杭

- 備考
- 1 上記の杭の材質は、プラスチックとする。
 - 2 鋳設置の場合はリングを同色にすること。
 - 3 境界標（道路区域と想定される用地境界杭〈官民境界杭〉）は道路構造物標準図集のブロック類・境界標の項による。

測量標・境界標等の設置の参考図

測量標，境界標種別（例）



記載例

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 監督員 <input checked="" type="checkbox"/> 請負人	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	横浜市工事請負契約約款第1条第5項及び土木工事共通仕様書の規定により		
	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知	<input checked="" type="checkbox"/> します。	
	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 立会	<input type="checkbox"/> 願います。	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)			
(記載例1)			
本工事の影響範囲内において、公共基準点の有無を調査しましたので報告します。			
公共基準点 なし			
添付資料 公共基準点網図			
(記載例2)			
本工事の影響範囲内において、公共基準点の有無を調査しましたので報告します。			
公共基準点 二次節点Ⅱ631-57、Ⅱ631-54			
添付資料 公共基準点網図、写真			
処 理 ・ 回 答	<input checked="" type="checkbox"/> 監督員	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 確認 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 請負人	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 令和 年 月 日	

監督員所属

請負人(社名)

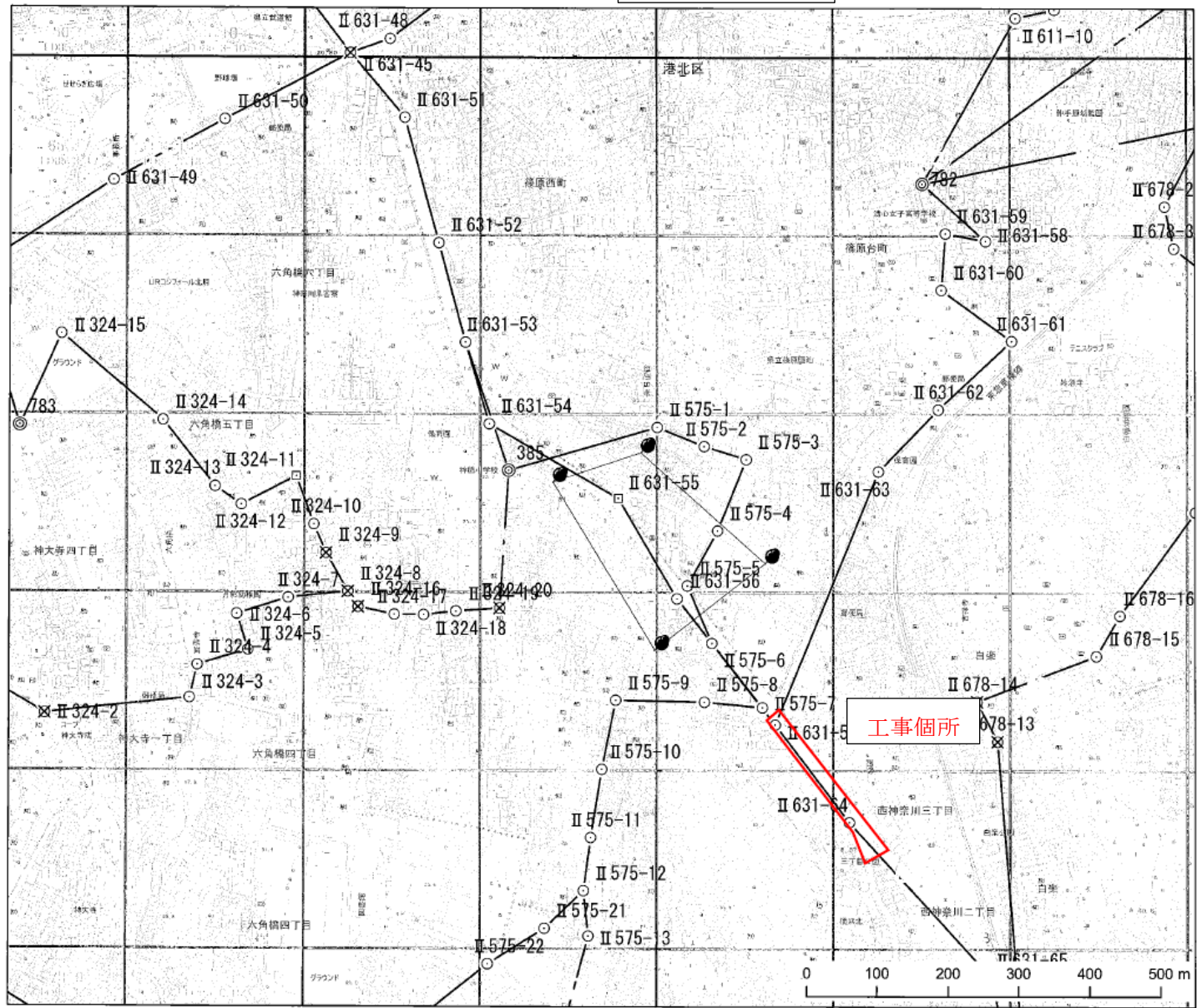
監督員氏名

現場代理人氏名

総括監督員	主任監督員	担当監督員

現場代理人	主任・監理技術者

記載例



基準点網図



凡例

- ◎ 一次本点
- ⊗ 一次本点 (滅失)
- 補点
- ⊗ 補点 (滅失)
- 二次本点
- ⊗ 二次本点 (滅失)
- 二次節点
- ⊗ 二次節点 (滅失)

1:5,000 図郭番号

横浜市道路局

印刷日：2020年1月16日

世界測地系（測地成果2011）

横浜市地形図複製承認番号
平30建都計第9006号

〈参考写真〉 公共基準点の種類（主な設置場所・構造）

一次本点（庁舎及び学校の屋上・躯体貼付け）



一次補点（歩道、ハンドホール構造）



二次本点（歩道・杭構造）



二次節点（歩道・Co保護構造または縁石貼付け）



土木工事標準積算基準書の抜粋

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

(注) 共通仮設費率に含まれる。

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う以下に要する費用

- イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用
(樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。)
 - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
- なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。

4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。

5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 施工単価入力基準表

① 準備費 (運搬費用積上げ分)

施工歩掛コード	WB010160	施工単位	式
施工区分	入力条件		
区分	J 1		
準備費	運搬費用 (千円)		

(注) 運搬費用は、工事現場から処分場までの往復の費用を計上する。

② 準備費 (処分費用積上げ分)

施工歩掛コード	WB010170	施工単位	式
施工区分	入力条件		
区分	J 1		
準備費	処分費用 (千円)		

- (注) 1. 処分費用は、管理費区分「T」を設定している。
- 2. 処分費用は、処分場での費用を計上する。
- 3. 準備費の処分費を計上する場合は、本コードのみ使用可能です。(個別登録単価の使用不可)